「493」は、次の容器及び包装等を示す。

| 国連番号 | 等級 | 組合せ容器 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 内装容器 | 旅客機 | | 外装容器 |
| | | | 内装容器当たりの許容容量 | 包装物当たりの許容容量 | |
| 3399 | 2 | ガラス製又は陶製容器 | 1ℓ | 1ℓ | 1A1，1A2，1B1，1B2，1G，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N |
| | | シリンダー等の圧力容器 | 1ℓ | 1ℓ | |
| | 3 | ガラス製又は陶製容器 | 5ℓ | 5ℓ | |
| | | シリンダー等の圧力容器 | 5ℓ | 5ℓ | |

㈱1）ガラス製又は陶製容器は、輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏洩しない容器に収納した後、外装容器に収納すること。

2）容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「494」は、次の容器及び包装等を示す。

| 国連番号 | 等級 | 組合せ容器 | | | | 単一容器及び複合容器 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 内装容器 | 旅客機以外の航空機 | | 外装容器 | 包装物当たりの許容容量 | 容器の種類 |
| | | | 内装容器当たりの許容容量 | 包装物当たりの許容容量 | | | |
| 3399 | 1 | ガラス製又は陶製容器 | 1ℓ | 1ℓ | 1A1，1A2，1B1，1B2，1G，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N | — | — |
| | | シリンダー等の圧力容器 | 1ℓ | 1ℓ | | | |
| | 2 | ガラス製又は陶製容器 | 2.5ℓ | 5ℓ | | | |
| | | シリンダー等の圧力容器 | 2.5ℓ | 5ℓ | | | |
| | 3 | ガラス製又は陶製容器 | 5ℓ | 60ℓ | | 60ℓ | シリンダー等の圧力容器 |
| | | シリンダー等の圧力容器 | 5ℓ | 60ℓ | | 60ℓ | |

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2）等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器はネジ付き密閉装置を有し、十分な量の不活性の緩衝材及び吸収材を詰め、内張り、プラスチック袋又はこれらと同等に有効な中間容器によつて密封されること。

3）等級が2の輸送許容物件の場合、ガラス製又は陶製容器は、輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏洩しない容器に入れた後、外装容器に収納すること。

4）等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「495」は、次の容器及び包装等を示す。

| 国連番号 | 組合せ容器 | | |
|---|---|---|---|
| | 包装物当たりの許容質量 | | 外装容器 |
| | 旅客機 | 旅客機以外の航空機 | |
| 3476（水反応性のものに限る。） | 5kg | 50kg | 1A2，1B2，1D，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H2，4N |

㈱1）包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。

2）1カートリッジ当たりの質量が1kgを超えないこと。

3）容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y495」は、次の容器及び包装等を示す。

| 国連番号 | 組合せ容器 | |
|---|---|---|
| | 包装物当たりの許容質量 | 外装容器 |
| 3476（水反応性のものに限る。） | 2.5kg | ドラム<br>ジェリカン<br>箱 |

㈱1）包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。

2）固体の水反応性の燃料電池用カートリッジは、1カートリッジ当たりの質量が0.2kgを超えないこと。

3）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

4）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

5）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。